

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 栽培基準表

最終改正 平成30年 1月11日

品目 番号	対象農作物	区分 番号	作型区分	登録・認定に適用する上限		一般栽培レベル		備考
				化学窒素量 投入上限	化学合成 農薬使用 回数上限	化学窒素 投入総量	化学合成 農薬使用 成分回数	
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)	
野菜類	いちご	01	ポット促成	12.6 kg/10a	29 回	18.0 kg/10a	41 回	
	トマト	00	一般	19.6 kg/10a	20 回	28.0 kg/10a	28 回	
		01	促成(8-10月播種 9-11月定植 7月収穫終了)	22.4 kg/10a	29 回	32.0 kg/10a	41 回	
		02	半促成(10-12月播種 12-2月定植 7月収穫終了)	19.6 kg/10a	23 回	28.0 kg/10a	32 回	
		03	抑制(6-7月播種 7-8月定植 1月収穫終了)	16.8 kg/10a	19 回	24.0 kg/10a	27 回	
		04	長期抑制	26.6 kg/10a	33 回	38.0 kg/10a	47 回	
		05	低段密植 型 (3-5月播種、3-5段収穫、養液栽培、4000本/10a以上)	-	15 回	-	21 回	
		06	低段密植 型 (6-8月播種、3-5段収穫、養液栽培、4000本/10a以上)	-	16 回	-	22 回	
		07	低段密植 型 (9-11月播種、3-5段収穫、養液栽培、4000本/10a以上)	-	15 回	-	21 回	
	08	低段密植 型 (12-2月播種、3-5段収穫、養液栽培、4000本/10a以上)	-	14 回	-	20 回		
	キャベツ	01	秋(7-8播種 10-11月中旬収穫)	21.0 kg/10a	16 回	30.0 kg/10a	22 回	
		02	冬(8-9播種 11下旬-2月収穫)	19.6 kg/10a	15 回	28.0 kg/10a	21 回	
		03	早春(9-11播種 3-4月収穫)	16.8 kg/10a	8 回	24.0 kg/10a	11 回	
		04	晩春(12-3播種 5-6月収穫)	15.4 kg/10a	9 回	22.0 kg/10a	12 回	
	なばな	00	一般	28.0 kg/10a	12 回	40.0 kg/10a	16 回	
		01	ハウス	14.0 kg/10a	12 回	20.0 kg/10a	16 回	
	たかな	00	一般	21.0 kg/10a	9 回	30.0 kg/10a	12 回	
	たまねぎ	00	一般	17.5 kg/10a	12 回	25.0 kg/10a	16 回	
	にんじん	01	冬播(夏穫)	17.5 kg/10a	10 回	25.0 kg/10a	14 回	
		02	夏播(冬穫)	14.0 kg/10a	10 回	20.0 kg/10a	14 回	
	ばれいしょ	01	夏穫	14.0 kg/10a	10 回	20.0 kg/10a	14 回	
		02	秋穫	10.5 kg/10a	10 回	15.0 kg/10a	14 回	
	だいこん	00	一般	15.4 kg/10a	12 回	22.0 kg/10a	16 回	
		01	秋冬穫 施設・露地	14.0 kg/10a	5 回	20.0 kg/10a	7 回	
	ほうれんそう	02	春夏穫 施設・露地	14.0 kg/10a	6 回	20.0 kg/10a	8 回	
		01	秋冬作	25.2 kg/10a	21 回	36.0 kg/10a	30 回	
	さといも	00	一般	18.2 kg/10a	7 回	26.0 kg/10a	10 回	
	さつまいも	00	一般	3.5 kg/10a	7 回	5.0 kg/10a	10 回	
	なす	00	一般	35.0 kg/10a	21 回	50.0 kg/10a	30 回	
		01	促成	42.0 kg/10a	23 回	60.0 kg/10a	32 回	
		02	抑制	35.0 kg/10a	27 回	50.0 kg/10a	38 回	
		00	一般	17.5 kg/10a	14 回	25.0 kg/10a	20 回	
	ずいか	00	一般	12.6 kg/10a	14 回	18.0 kg/10a	20 回	
	かぼちゃ	00	一般	21.0 kg/10a	21 回	30.0 kg/10a	29 回	
		01	半促成	31.5 kg/10a	33 回	45.0 kg/10a	47 回	
	きゅうり	02	抑制	31.5 kg/10a	35 回	45.0 kg/10a	49 回	
		00	一般	9.8 kg/10a	10 回	14.0 kg/10a	14 回	
	さやえんどう	00	一般	21.0 kg/10a	10 回	30.0 kg/10a	14 回	
	かぶ	00	一般	14.0 kg/10a	9 回	20.0 kg/10a	12 回	
	さやいんげん	00	一般	7.0 kg/10a	9 回	10.0 kg/10a	12 回	
	えだまめ	00	一般	22.4 kg/10a	10 回	32.0 kg/10a	14 回	
	ブロッコリー	01	秋冬穫	23.8 kg/10a	17 回	34.0 kg/10a	23 回	
	いせいも等	00	一般	21.0 kg/10a	19 回	30.0 kg/10a	26 回	
	ピーマン	00	一般	23.8 kg/10a	12 回	34.0 kg/10a	16 回	
		01	半促成(播種11-12月、定植2-3月、収穫4-9月)	14.0 kg/10a	14 回	20.0 kg/10a	20 回	
	レタス	00	一般	19.6 kg/10a	6 回	28.0 kg/10a	8 回	
	モロヘイヤ	00	一般	9.8 kg/10a	6 回	14.0 kg/10a	8 回	
	こまつな	01	周年 施設・露地	16.1 kg/10a	24 回	23.0 kg/10a	34 回	
	メロン	00	施設	16.1 kg/10a	18 回	23.0 kg/10a	25 回	
01		一般	21.0 kg/10a	7 回	30.0 kg/10a	10 回		
スイートコーン	00	一般	14.0 kg/10a	6 回	20.0 kg/10a	8 回	(注1)	
非結球アブラナ科	00	一般	19.6 kg/10a	7 回	28.0 kg/10a	14 回		
	01	ミスナ	10.5 kg/10a	10 回	15.0 kg/10a	14 回		
	02	チンゲンサイ	17.5 kg/10a	7 回	25.0 kg/10a	10 回		
オクラ	01	露地 普通	10.5 kg/10a	8 回	15.0 kg/10a	11 回	(注2)	
非結球レタス	00	一般	19.6 kg/10a	9 回	28.0 kg/10a	12 回		
	01	秋冬作	19.6 kg/10a	21 回	28.0 kg/10a	29 回		
ミニトマト	00	一般	33.6 kg/10a	28 回	48.0 kg/10a	40 回		
	01	促成長期	-	7 回	-	10 回		
みつば	01	水耕	-	7 回	-	10 回		
にんにく	00	一般	14.0 kg/10a	14 回	20.0 kg/10a	20 回		
まこもたけ	00	一般	15.4 kg/10a	3 回	22.0 kg/10a	3 回		
にら	00	一般	25.9 kg/10a	10 回	37.0 kg/10a	14 回		
ししとう	00	一般	35.0 kg/10a	17 回	50.0 kg/10a	24 回		
ごぼう	00	一般	14.0 kg/10a	9 回	20.0 kg/10a	12 回		
アスパラガス	00	立茎栽培	29.4 kg/10a	14 回	42.0 kg/10a	20 回		
にがうり	00	一般	21.7 kg/10a	15 回	31.0 kg/10a	21 回		
とうがらし	00	一般	34.2 kg/10a	7 回	48.8 kg/10a	9 回		
ウコン	00	一般	11.2 kg/10a	1 回	16.0 kg/10a	1 回		
はつかだいこん	00	一般	9.8 kg/10a	5 回	14.0 kg/10a	6 回		
なたね	00	一般	8.4 kg/10a	3 回	12.0 kg/10a	3 回		
ズッキーニ	00	一般	28.0 kg/10a	8 回	40.0 kg/10a	11 回		
セリ科葉菜類	00	一般	14.0 kg/10a	7 回	20.0 kg/10a	9 回	(注3)	
しそ科葉菜類	00	一般	14.0 kg/10a	8 回	20.0 kg/10a	11 回	(注4)	

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 栽培基準表

最終改正 平成30年 1月11日

品目番号	対象農作物	区分番号	作型区分	登録・認定に適用する上限		一般栽培レベル		備考	
				1作当たり投入上限 (一般栽培レベルの7割)	化学合成農薬使用回数上限	1作当たり投入量	化学合成農薬使用成分回数		
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)		
	葉菜類幼植物	00	一般	7.0 kg/10a	2 回	10.0 kg/10a	2 回	(注5)	
301	しょうが	00	一般	22.4 kg/10a	16 回	32.0 kg/10a	22 回		
302	カリフラワー	00	一般	22.4 kg/10a	10 回	32.0 kg/10a	14 回		
果樹類	温州みかん	01	全域(東紀州地域を除く)	15.4 kg/10a	20 回	22.0 kg/10a	28 回		
		02	東紀州地域	15.4 kg/10a	23 回	22.0 kg/10a	32 回		
	52	中晩柑類	00	一般	29.4 kg/10a	19 回	42.0 kg/10a	27 回	
	53	なし	00	一般	21.0 kg/10a	38 回	30.0 kg/10a	53 回	
	54	ぶどう	01	大粒種ブドウ	11.9 kg/10a	33 回	17.0 kg/10a	47 回	
			02	小粒種ブドウ	12.6 kg/10a	26 回	18.0 kg/10a	37 回	
	55	かき	00	一般	17.5 kg/10a	17 回	25.0 kg/10a	23 回	
	56	うめ	00	一般	14.0 kg/10a	11 回	20.0 kg/10a	15 回	
	57	キウイフルーツ	00	一般	14.0 kg/10a	11 回	20.0 kg/10a	15 回	
	58	いちじく	00	一般	14.0 kg/10a	20 回	20.0 kg/10a	28 回	
	59	びわ	00	一般	21.0 kg/10a	7 回	30.0 kg/10a	9 回	
	60	いちじょう(種子)	00	一般	9.8 kg/10a	5 回	14.0 kg/10a	6 回	
	61	ブルーベリー	00	一般	6.3 kg/10a	6 回	9.0 kg/10a	8 回	
	穀類 (雑穀含)	71 水稲	01	コシヒカリ 全域(伊賀地域を除く)	5.2 kg/10a	12 回	7.4 kg/10a	16 回	
02			コシヒカリ 伊賀地域	5.2 kg/10a	13 回	7.4 kg/10a	18 回		
03			その他品種 全域(伊賀地域を除く)	7.7 kg/10a	12 回	11.0 kg/10a	16 回		
04			その他品種 伊賀地域	7.7 kg/10a	13 回	11.0 kg/10a	18 回		
75 小麦		01	農林61号	9.1 kg/10a	6 回	13.0 kg/10a	8 回		
		02	あやひかり	9.8 kg/10a	6 回	14.0 kg/10a	8 回		
		03	コシカカリ・タマイミ	11.9 kg/10a	6 回	17.0 kg/10a	8 回		
76		大麦	00	一般	12.4 kg/10a	6 回	17.6 kg/10a	8 回	
91		ごま	00	一般	8.4 kg/10a	3 回	12.0 kg/10a	3 回	
92		大豆	00	一般	4.9 kg/10a	6 回	7.0 kg/10a	8 回	
93		そば	00	一般	3.5 kg/10a	2 回	5.0 kg/10a	2 回	
94		ハトムギ	00	一般	16.7 kg/10a	9 回	23.8 kg/10a	12 回	
95		えごま	00	一般	3.5 kg/10a	0 回	5.0 kg/10a	0 回	
茶		茶 (茶については、1年間の投入量を表しています。)	01	普通煎茶	38.5 kg/10a	14 回	55.0 kg/10a	20 回	
	02		かぶせ茶 (摘採前に7日間前後、寒冷紗等によって覆ったもの)	45.5 kg/10a	14 回	65.0 kg/10a	20 回		

特別規定を次の通り定める。

「殺菌剤 オクトクロス [金属銀剤]に関する成分回数カウント方法」

- 対象 : 栽培基準表にある品目でオクトクロスの登録対象となるもの(野菜類(水耕栽培))  
 一般栽培レベル: 栽培基準表に定める各品目・作型の値とする。  
 評価方法 : 使用成分回数のカウント方法を以下の通りとする。  
 a 分割投入した場合も同一作に対する投入であれば1回とする。  
 b 剤の投入を行った同一の養液において、異なる品目または作型の作付けを行った場合は、それぞれの品目(作型)で1成分回数としてカウントする。

ベッド栽培については、化学合成農薬の投入量のみが対象となります。  
 投入資材の上限については、「化学窒素・化学合成農薬の考え方」を参照してください。  
 化学窒素量の投入上限は、化学窒素のみ対象です。有機態窒素は含みません。  
 「00露地一般」とは他に指定された作型区分以外のすべての作型を含みます。  
 伊賀地域とは、伊賀市、名張市をいう。  
 東紀州地域とは、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町をいう。  
 備考欄に 印のあるものは、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度独自の基準です。(県慣行レベルではありません。)

- 注1) 非結球あぶらな科葉菜類の作物で葉茎を利用(収穫)するものであり、栽培基準として他に定めのないものを対象とする。  
 また、農薬登録における適用農作物において非結球あぶらな科葉菜類として指定されている作物のほか、前述の内容に該当するものは対象とする。  
 注2) 農薬登録における適用農作物において非結球レタスとして指定されている作物であり、栽培基準として他に定めのないものを対象とする。  
 注3) セリ科葉菜類の作物で葉茎を利用(収穫)するものであり、栽培基準として他に定めのないものを対象とする。  
 また、農薬登録における適用農作物においてセリ科葉菜類として指定されている作物のほか、前述の内容に該当するものは対象とする。  
 注4) しそ科葉菜類の作物で葉茎を利用(収穫)するものであり、栽培基準として他に定めのないものを対象とする。  
 また、農薬登録における適用農作物においてしそ科葉菜類として指定されている作物のほか、前述の内容に該当するものは対象とする。  
 注5) 発芽後30日程度以内で若い茎葉を利用(収穫)するものを対象とする。